

税制調査会（第22回総会）議事録

日 時：平成27年10月 1 日（木）午後 2 時00分～

場 所：財務省第 3 特別会議室（本庁舎 4 階）

○中里会長

それでは、第22回「税制調査会」を開会します。

前回までの実像セッションでは、この四半世紀の間に起きた経済・社会の大きな構造変化についての実像の把握を 9 回にわたり行ってきました。前回も申し上げましたとおり、制度がよって立つ経済・社会の構造が非常に大きく変化した以上、それに対応して税制面でもどのような見直しが必要かという議論を行っていく必要があります。

そこで今回からは、個人所得課税や資産課税といった個別の税目の議論に入りたいと思います。

個人所得課税の見直しについては、昨年秋、1 次レポートを出しましたが、それに続く実像セッションもありました。1 次レポートや実像セッションでは家族のセーフティネット機能の再構築、所得再分配機能の回復、働き方の多様化への対応、経済成長の基盤の再構築といった様々な視点が提示されたわけです。そして、このような多様な視点から検討を進めていくためには、所得税の構造を総合的かつ一体的に議論する必要があります、基本的なファクトファインディングから議論を積み重ねていく必要があるのではないかと考えています。

そこで第一回目に当たる本日は、我が国の所得税のこれまでの歩み、歴史を振り返るとともに、主要諸外国の所得税の構造との比較を行うことによって、我が国の現在の所得税の構造を把握して、今後の検討課題の洗い出しを行いたいと考えています。

また、個人所得課税セッションの初回ですから、人口構造の変化などが進む中で、税体系の中で所得税が果たすべき役割や、いわゆる総合課税や二元的所得課税といった所得税の基本構造のあり方についても議論を行っていきたいと考えています。

事務局にはそのような議論に資する資料を用意いただいていますから、まずこれらについて事務局から御説明いただいた後、委員の皆様から御意見、御質問をいただきたいと考えています。

なお、念のためにですが、次回以降については所得再分配機能の回復の観点や働き方の多様化への対応といった観点からの議論を行うことが考えられると思いますが、そうは言いましても本日の議論を見ながら委員の皆様と御相談しつつ、議論の組み立て方を考えていく必要があるのではないかと考えています。

それでは、申し訳ありませんが、ここでカメラの皆様は御退席をお願いします。

（カメラ退出）

○中里会長

それでは、先ほど申し上げましたとおり、事務局から資料の説明をお願いします。

まず、主税局住澤税制第一課長から説明をお願いします。

○住澤主税局税制第一課長

よろしくお願いします。

それでは、資料総22-1「説明資料〔所得税①〕」という資料に沿って御説明をします。

本日の議論では、これまでの経緯、所得税の概要を御確認いただいた上で、所得税の沿革を振り返り、国際比較から見た所得税の特徴ということについても御説明していきたいと思います。その上で大きな所得税の役割や、構造のあり方についての御議論を賜るということで、会長のお話になったようなストーリーになっています。

それでは、2ページ目をお開きいただきまして、これは7月に説明をしました骨太の方針の確認です。低所得若年層の活力の維持、働き方が多様化している中での中立性の確保等々の観点から改革を検討していく。また、下の方に行きますと、個人所得課税については税込中立の考え方を基本として総合的・一体的に税負担構造の見直しを行うという方針が示されています。

1ページ飛ばしていただきまして4ページ、昨年11月の第一次レポートをまとめた内容です。配偶者控除の見直しについて五つの案を示していただいたほかに、ほかの所得税の見直しにつきましてもいくつかの論点を御提示いただいております。

4ページ下の方を御覧いただくと、人的控除のあり方を見直しということが指摘されており、5ページに行きますと総合課税、二元的所得税といった問題、また、働き方が多様化する中での様々な制度のあり方、あるいは資本蓄積の重要性が増す中での資本所得課税のあり方等、多様な課題を御指摘いただきました。

6ページは、これまでの9回にわたる実像セッションの中で示された主な視点をまとめたものになります。先般の総会で会長から示していただいた論点例を左に掲げていますが、このような構造変化が見られる中で、様々な視点を提示いただきました。これを中央にキーワードを並べる形で掲げさせていただいています。家族のセーフティネット機能の再構築や、働き方の多様化を踏まえた水平的公平の確保、あるいは所得再分配機能の回復、またそれが人的資本の形成にも資するのではないかとといったような御指摘、それから、再分配機能の回復にとどまらず、資本蓄積の促進やグローバル化への対応など、経済成長の基盤構築という視点での議論も必要なのではないかと。多様な視点を提示していただいています。

これらの指摘も踏まえまして資料の構成を考えていきたいと思いますが、右側にこれから三回の議論における資料の目次案のようなものを掲げています。一回目は上の四つの○ということで先ほど申し上げたとおりです。二回目、三回目、再分配機能の問題と働き方の多様化への対応という観点から資料を作っていきたいと思いますが、ここも会長から御指摘がありましたように、本日の御意見、御質問なども踏まえて資料の構成を考えていきたいと考えています。

8 ページにお移りいただきまして、現在の所得税計算の仕組みをイメージ図で示しています。詳しい説明はしませんが、所得税の中では所得を10個の所得分類に区分をしまして、それぞれの所得について必要経費を控除したり、所得の種類ごとに物によっては特別の控除がありますから、そのようなものを差し引くということをしてまして、合計所得金額などを計算していきます。その上で所得控除、基礎控除や配偶者控除をはじめとする人的控除などを適用して課税所得を計算し、累進税率を適用したり、ものによっては比例税率で課税をするという体系を採ってまして、かなり複雑な体系になっているわけです。

これを給与所得について見ると9 ページのようなフローチャートになりまして、給与収入に対して合計所得を計算する段階での所得計算上の控除と呼んでいる控除が適用されます。給与所得の場合は給与所得控除という名前になっています。これを控除した上で基礎控除をはじめとする人的控除などの所得控除を差し引いて、残った課税所得に対して累進税率を適用するというものが給与所得の場合の計算構造です。

このような仕組みは一朝一夕ででき上がったわけではなく、かなり長い沿革を持っていますから、それを振り返っていきたくとも思います。その前に過去の所得税において登場するような様々な概念もありますから、所得の概念という辺りから御確認をいただきたいと思います。

10 ページ、所得税を考える場合に、各人の収入のうちで消費に充てられる部分だけを所得と観念して、蓄積やその貯蓄に向けられる部分については課税から除外するという、いわゆる消費型の所得概念という考え方もあります。これは現在の消費課税に通ずるような考え方になるわけです。

多くの国の所得税では、それとは違いまして、それぞれの方が収入等の形で新たに稼得した経済的な価値、いわゆる経済的な利得を所得と観念する考え方を採っています。その中でも昔のヨーロッパや、戦前の日本のような古い所得税の中では、制限的所得概念と申しまして、利子や配当、利潤や給与といった反復的、継続的に生ずる所得だけを課税対象とする考え方が従来はありました。現代的な所得税におきましては、これらのほかにキャピタル・ゲインなどの一時的あるいは偶発的な所得も課税対象に含める、いわゆる包括的所得概念という考え方が採られています。

ただし、右下にありますように帰属家賃などの帰属所得や、実現していないキャピタル・ゲイン、これは課税技術上、課税が困難であるということもあり、課税対象にしていない例が多いということです。

11 ページは、我が国の所得税法が所得をどのように捉えているかを整理しています。包括的所得概念ですが、帰属所得や未実現のキャピタル・ゲインは課税しない。ただし、未実現のキャピタル・ゲインの中でも、今年の改正で創設された国外転出の場合の譲渡所得課税の特例などによる課税という例外も生じてきています。これらの所得を除いたところで所得税法が課税対象とする所得というものはかなり幅広いわけです。

が、その中でも出張旅費や通勤手当のような実費弁償的なものや、社会保障給付などのように政策的な配慮から非課税所得とされているものもあるということが全体的な構造です。

12ページ、所得税の姿として分類所得税と総合所得税という二つの分類があります。分類所得税と申しますのは、所得をその性質に応じていくつかの種類に分類した上で、それぞれの担税力に応じた課税をするという考え方でして、場合によってはそれぞれの所得ごとに控除の金額や適用税率が異なるということがあります。

総合所得税は、基本的に全ての所得税を合算して一本の累進税率を適用するという考え方です。ここの論文は金子宏教授の租税法の一部ですが、所得税制度がプリミティブでかなり前近代的な状態であった状態では、人的控除というものが発達していないという中で比例税率による課税が行われていたことが多いということもあり、分類所得税によって所得の種類ごとに担税力の違いを考慮した課税が行われていた。それが統一的な人的控除が行われたり、累進課税が行われるようになると、あらゆる所得を合算して所得の大きさに応じた課税を行う、いわゆる総合所得税の考え方が強くなってきたということが述べられています。

この辺りを参考にしていただいた上で、所得税の沿革、14ページ以降です。所得税の創設は明治20年、1887年ですから、明治憲法ができる数年前のことです。当時は農業国家ですから、税収のほとんどが地租や酒税で占められていまして、所得税の役割はかなり限定的です。当時の所得税は制限的所得概念に基づいていまして、資産、営業から生ずる継続的な所得に対して課税するという一方で、キャピタル・ゲインをはじめとする一時的な所得は課税対象の外に置かれていまして、この状態は戦後のシャープ税制まで続いていきます。

また、緑で塗っているものは所得の水準や人的な事情に応じてどのような配慮を行ってきたかということにかかわる事項ですが、当時は免税点制度というものがいまして、所得が300円までの方は納税義務を免除されるということで、逆に言うと300円を超えると、その所得全体に対して累進税率がかかっていくという構造になっていまして、また、左の方を見ていただきますと世帯単位課税ということで、戸主、世帯主が家族全員の所得を合算して課税される方式になっていまして、

免税点は非常に高いということもいまして、当時の納税者数は12万人ということで非常に限定的でしたが、大正9年頃になりますと農業国家だった日本が紡績業を中心に商工業の発展も見てくるということで、所得税の地位も税収の中で2割を占めるに至っていまして、

このような中で分類所得税というタイプの所得税が導入をされたのが明治32年です。第一種所得は、当時産業化が進んでいたということもいまして、法人の所得に課税をするということで、これは現在の法人税の先駆けに当たるものです。第二種所得は利子に対する課税、そして第三種所得がそのほかの個人的な所得です。税率水準も右

の図にありますように36%までの超過累進税率に切り替わってきているため、かなり税負担が重くなっていくということもあり、政策的な配慮もあって今の給与所得控除の前身に当たる勤労所得控除が導入されたり、あるいは初めての人的控除として扶養控除が創設されています。その当時、扶養控除は高齢の方と幼年の方、そして障害者といったような方が対象になっていました。

15ページ、さらに時代が進みまして第二次世界大戦が始まった後、昭和15年に所得税の抜本的な改正が行われています。分類所得税の体系がさらに細分化をされまして、配当利子から退職に至るまで六つの所得分類ができています。現在では配当と利子は別の所得区分になっているため、現在10個ある所得区分のうち7個がこの時代にできたということで、現在の所得区分の基礎が築かれたのがこの分類所得税です。当時はこの分類された所得ごとに免税点や基礎控除の額が違っているという特徴があることと、税率の方も比例税率を基本としまして、所得の種類ごとに全く違う税率を乗じているということで、まさに分類所得税の典型的な形であったわけです。

そのような中で人的事情に対する考慮という意味では、所得控除としての基礎控除が初めて作られました。ただし、この基礎控除の役割としては勤労所得等に対して比例税率による課税をするという体系ですから、低所得者も高所得者も同じ税率の適用になってしまうということで、そこに若干の累進性を付与するために、所得から一定額を控除した上で税率を乗ずるという方式に切り替わったということで、今の基礎控除の役割とは若干違う部分があります。

また、大正時代にできていた扶養控除については、この当時、税額控除化されています。右の方に書いてありますが、税額控除化された上で配偶者を対象に追加した時期がこのときです。

税額控除化の理由としましては、所得の種類ごとに税率が違うため、同じ家族構成であっても商売が違っていると負担軽減額が違っていくことになることは不都合であろうということで、税額控除の方式にこの時期に切り替わっているということです。さらに分類所得税のままでは比例税率でどこまでも税金がかけられることになるため、合算してみると多額の所得を持っているような方について累進的な負担を求めるという趣旨で、総合所得税が併用されるという二本立ての構造になっています。ただし、この総合所得税につきましても利子については当時、金融界との対立等もありまして、源泉分離課税の選択制が残り、現在の給与所得に当たる勤労所得に関しては、一律10%ではありますが、控除があるといった構造が残っているわけです。

16ページは、戦後日本の所得税の基本を形作ったシャープ税制の姿です。戦前と異なります最大の点は、包括的所得概念への移行ということで、左下の部分を御覧いただきますと、戦前は課税対象に入っていなかった譲渡所得のような一時的な所得や、ギャンブルで勝った場合の一時所得のようなもの、あるいはそのほかの所得についても雑所得ということでバスケットクローズができて、かなり包括的な課税をする体系

が構築されました。

また、分類所得税は廃止をされまして、総合所得税に一本化される中で利子所得についても源泉分離の選択制が廃止をされるということで、ほぼ完全な総合課税の姿が実現したわけです。

これがシャープ税制の大きな特徴ですが、さらに控除のあり方という意味でも大きな変更が加えられています。右上辺りを御覧いただきますと、当時ありました給与所得等を対象とする勤労控除を引き下げながら、基礎控除や扶養控除といった人的な控除を拡充することをシャープ勧告は勧告しています。下の箱の表の中を御覧いただきますと、当時、昭和24年、勤労控除は25%まで引き上げられていましたが、シャープ勧告はこれを10%まで引き下げるように勧告をします。しかし、実際の引下げ幅は15%でした。

他方で、基礎控除が当時の最低生活を保障するためには非常に不十分であるということで、逆にこれは大幅に引き上げるという勧告がなされまして、2.5万円まで引き上げられるということで、所得の種類ごとの控除を縮減しながら人的な控除あるいは家族に対する配慮というものを拡充していくという考え方が、シャープ勧告の中で打ち出されていたわけです。

この中で扶養控除については、分類所得税の下での税額控除から所得控除に改組をされていますが、これは家族の多い高所得者の場合、扶養している人数が多いにもかかわらず人数が少ない方に比べて配慮の仕方が不十分なのではないかという考慮に基づいたものと記載されています。

もう一点、シャープ税制の下では左上にあります。戦前の世帯単位課税から個人単位課税への移行が行われています。さらに右下にあります。富裕税の創設というものが一時的に行われていまして、所得税の方は最高税率を引き下げて、それを一般的な資産課税で補完することが一時的に行われていたということです。

17ページ、このシャープ税制、富裕税の廃止以外にも大幅な修正が直後から加えられています。一つは株式譲渡所得が原則非課税になるということです。このような格好で包括的な所得概念にもかなりの修正が加わる。また、総合課税につきましても利子所得について源泉分離課税が早速復活するというので、戦後復興期の資本蓄積を進める必要性といった考慮のもとで、課税方式が大幅に修正されたものがこの時期です。

さらに勤労所得の課税の分野では、昭和32年から公的年金を以前は雑所得であったものを、給与所得として課税するという方式に切り替わってきています。それから、人的控除に関しまして、昭和36年に扶養控除から分離して配偶者控除が創設されたということ、税額控除の欄を御覧いただきますと、障害者控除等のいわゆる特別な人的控除と言われる控除がありますが、これらはシャープ税制の頃に元々は所得控除として創設されたものですが、昭和27年に税額控除に切り替わっています。

当時の説明としては、基礎控除や扶養控除のような本人や家族の最低生計費に配慮するための控除は所得控除であることが自然であるが、障害者控除等の控除につきましては、いわば社会政策的な考慮に基づく補助としての性格も持つということで、所得の水準によらずに恩恵が及んだ方が良いであろうという考え方の下で、一時的に税額控除に切り替わっていたものです。昭和42年に所得控除と税額控除が併存するという複雑な制度を見直すということで、所得控除に復帰をしています。

18ページ、その後、平成元年に至る流れの中でも大きな変化が生じています。

まず青色の金融所得の分野では、株式の譲渡所得に対する課税が原則課税化されるということが平成元年の見直しです。消費税の創設という大きな改革の中で課税の公平を実現するための措置であったということですが、なおこの申告分離と源泉分離の選択制というものが残ってしまっていて、源泉分離課税をする際に株式の譲渡代金に対して一定率を乗じたものがみなし所得と考えて課税をするということで、課税ベースが完全に復活をしたという状況ではなかったということが当時の状況です。

勤労所得の分野では、赤色ですが、昭和49年の改正で給与所得控除が大幅に拡充をされたという流れがあります。左側の中央辺りを御覧いただくと、給与所得控除の控除率が昭和49年の改正で最大40%まで引き上げられるということで、従前の最大20%に比べると大幅な引き上げになっています。その後も給与所得控除は随時拡充をされてきているということ。また、昭和63年には特定支出控除が創設されまして、サラリーマンにも実額控除の道が開かれています。

また、公的年金に関しては昭和63年から再度雑所得に分類されまして、公的年金等控除という特別の控除が創設をされています。

19ページにお移りいただきまして、平成15年に至りますと先ほど申し上げた株式の譲渡所得に対する源泉分離課税の選択制というものがなくなりまして、申告分離課税に一本化されるということで、課税ベースを広げることが実現されています。それとともに利子と譲渡所得の配当に対して、基本的には20%のフラットな税率で課税するという取り組みが始まっています、いわゆる金融所得課税の一体化への取り組みが緒に就いたわけです。

ただし、注にありますように、平成15年からしばらくの間は株式市場に対する対策ということで、株式に係る配当や譲渡所得の課税は、10%の軽減税率が適用されるという時期がしばらく続くこととなります。また、この時期には年金課税や配偶者特別控除の見直しなどが行われています。

20ページ、平成28年現在の姿で示していますが、ここに至りますと株式に対する税率も20%に復帰をしまして、そのような中で上場株式の配当所得と譲渡損益が通算できる制度になり、さらに平成28年からは公社債の利子と譲渡損益も含めた損益通算が可能になるということで、いわゆる金融所得課税の一体化ということがさらに進んできたという姿になるわけです。

このような戦後の所得税の変遷を大まかにまとめてみますと、金融所得の分野におきましては金融所得課税の一体化ということで比例税率の下ではありますが、課税ベースを拡大しながら取り組みが進められてきたということです。他方、勤労所得の分野について見ますと、給与所得や年金について特別の控除が設けられたり、あるいは拡充をされたりということで、所得の種類ごとに異なる取り扱いをする流れが戦後強まってきているということが言えるのではないかと考えられます。

また、人的控除について見ますと、現在の基礎控除の水準は中央の下にありますように38万円です。これはシャープ税制のときの基礎控除の額2.5万円に比べますと15倍の水準に達していますが、当時と平均的な給与の水準を比べて見ると、様々な統計のとり方がありますが、およそ30倍から40倍ほどの上昇がみられるということで、人的控除は拡充はされているが、相対的に抑制されたものであったと言えるのではないかと考えられます。

以上のような沿革も踏まえたところで、国際比較の御説明を申し上げたいと思います。

22ページが日本の所得税の構造です。ここでは全ての所得を取り上げることはできませんから、給与、年金、事業といった代表的な勤労性の所得と、配当、株式譲渡、利子という代表的な金融所得を取り上げまして、各国の比較を試みているものです。赤が勤労所得に関する事項で、青が金融所得に関するものです。緑が沿革と同様ですが、人的な要因による担税力の調整に関わる事項を示しています。

日本の場合、勤労所得に関してはかなり縦割りの課税が行われているということは、沿革の中でも申し上げたとおりです。他方、金融所得に関しては分離課税の下で比例税率が適用され、一体化が進んできています。また、人的な要因による担税力の調整につきましては、課税単位としては左上にある個人単位課税ですが、そのもとで定額の基礎控除等の人的控除、所得控除によって行われるということが特徴です。

ただし、一部には扶養控除の一部を廃止しまして、児童手当に切り替えるといったようなことでシフトしていくという動きも見られるところです。

それでは、これをアメリカと比較してみたものが23ページです。アメリカの場合はシャープ税制と類似していますが、基本的に総合累進課税の国です。勤労所得については公的年金について一部例外的な取扱いはありますが、給与と事業といったような収入については完全にイコルフッティングの取扱いが行われていまして、所得計算上、何らかの特別の控除があるということはありません。

その上で所得控除のところを御覧いただきますと、各種の所得を損益通算して合算した上で一定の概算控除と実額控除が選択で適用できるということで、ここで言う概算控除は給与所得に限らず、様々な所得に適用可能な概算控除となります。アメリカではスタンダード・ディダクションと呼ばれています。

また、金融所得の取扱いですが、基本的には総合課税が行われていますが、配当と

長期の譲渡所得に関しては若干累進構造を緩和する措置が講じられています。また、人的な要因による担税力の減殺については、夫婦単位課税が選択できる。実質的な二分二乗が適用できるということのほか、人的控除の構造が日本と違いまして、所得控除ではあるのですが、高所得者になると低減して消失するという、いわゆる消失型の所得控除になっています。

24ページ、イギリスです。イギリスはアメリカと基本的に似ていますが、勤労所得に関して年金についての例外なしに完全に一体化しているという意味では、アメリカよりも徹底した姿になっています。金融所得に関しては基本的に総合課税ですが、利子等の金融所得に関して若干の累進緩和措置が講じられています。また、課税単位は個人単位課税で日本と同様ですが、所得控除の欄を御覧いただきますと、基礎控除がアメリカと同様の消失型の基礎控除になっているところが特徴的です。また、基礎控除の額も183万円ということで比較的大きな基礎控除が認められています。

25ページ、今度はドイツです。ドイツの所得税の構造、勤労所得に関して言うと給与、年金に特別の控除があるという意味では日本と似ています。ただし、その水準は定額の金額になっていまして、15万円、1万円といったような基本的には必要経費の概算控除としての性格を持ったわずかな控除が行われているということです。

金融所得に関しては、基本的に分離課税をした上で比例税率を適用するというところで、日本と同様の構造が採られています。また、人的な事情への配慮につきましては、夫婦単位で課税する二分二乗方式が選択可能であるということと、基礎控除が所得控除としては存在していません。存在しない代わりに税率構造に第一税率がゼロになるという構造がありまして、121万円までの所得には課税がされない構造になりますから、これが日本の基礎控除を代替しているとも考えることもできると思います。

26ページ、フランスです。勤労所得の扱いはドイツと似ています。日本と同様に特別の控除はありますが、その水準は10%ということでもかなり低率です。勤労所得に関しては完全に総合課税が制度上は予定されています。また、所得控除の欄、基礎控除が存在しないというところはドイツと同様でして、ゼロ税率が適用されるという格好になっているわけです。

27ページ、カナダです。総合課税の国でして、勤労所得も金融所得も特別の所得計算上の控除をすることなく総合合算課税が行われます。特徴的なのは、所得控除としての基礎控除等が無く、税額控除として基礎控除や配偶者控除が適用される。その方式については後日また詳しく御説明したいと思いますが、一定の所得金額に最低税率を乗じた金額を税額控除するというので、実質的にはゼロ税率と同じような効果を持つ税額控除が行われています。

28ページ、スウェーデンの所得税の姿です。よく知られているように勤労所得は累進課税、資本所得はフラットな比例課税ということで、二元的所得税と呼ばれる体系を持っています。勤労所得は特別の控除無しに合算して累進税率が適用されるという

構造。また、資本所得に関しては通算した上で比例税率を課税するという構造になっているわけです。

なお、ドイツや日本との違いは、金融に関連する資本所得だけではなくて、事業所得の一部も含めまして資本性の所得には広く比例税率を適用するという構造になっているということです。

29ページ、オランダの所得税の構造を示しています。オランダの所得税はボックス課税と呼ばれていまして、勤労所得に関しては特別の控除なしに合算した上で累進税率を適用します。資本所得の課税が特徴的であり、大口の株式からの資本所得については比例税率で普通に課税をしますが、ボックス3所得ということで大口株式以外の保有資産、その中には投資不動産なども含まれますが、このようなものについては資産額の4%が資産所得であると考えまして比例税率を適用する。資産課税に類似の方式がとられているということが言えます。これはかつて富裕税が存在していまして、それを所得税の中で代替しているというように見ることも可能かと思えます。

このように、諸外国の制度を見ていきますと、勤労所得の課税については比較的特別の控除を設けずに一体的に課税をしている例が多いのではないかと。また、資本所得の課税に関しては総合課税をしている国もあれば、若干の累進緩和措置を講じている国もあれば、金融所得に限って分離課税をしているドイツや日本のような国もあり、スウェーデンのような徹底した二元的所得税の形をとっている国もあるということです。

また、人的な要素に対応した負担調整につきましては、30ページにまとめてありますが、日本のような所得控除の形のほかにドイツ、フランスのようなゼロ税率あるいはカナダ等のような税額控除という形もあり、また、二分二乗やN分N乗といった合算分割課税、これはアメリカやドイツ、フランスで採られています。これも人的な事情に応じた負担調整を行っていると考えることが可能かと思えます。

ここでは、これらの負担調整方式によりまして、どの程度の負担調整が役割分担としてなされているかということを見るために、左の絵にありますように給与収入の金額にゼロ税率が無いとした場合の税率表を直接適用した場合の税額を基準とし、その税額から、実際の税額というものは様々な制度が適用されることで減っているわけですが、その軽減額の全体を100%と考えまして、その100%が右側の①から④の制度によって何%ずつ分担されているかということを一覧表にするということを次のページ以降で行っています。

31ページにお移りいただきますと、これは単身の方の比較です。したがって、合算分割課税の効果は入っていませんが、所得控除、ゼロ税率、税額控除の効果はどの程度ウェートを占めているかということを示しています。これを横に全部足していきますと100%ということになるわけです。

この計算をする上で仮定を置く必要があります。給与収入の水準を固定する必要

がありますから、各国がOECDに報告をしている平均給与の水準をこちらではベンチマークとしてとっています。日本の場合は所得控除による調整が全てになっていて、その中でも所得計算上の控除の役割が大きい。逆に言うと基礎控除等の役割が小さいとみられるわけです。他の諸国はどちらかというと基礎控除などの個人の事情に応じた配慮の仕方が主流になっていると見ることができます。

この間の事情を簡単にまとめますと32ページになりまして、給与所得だけに適用される控除とそれ以外、幅広くほかの所得などにも適用される控除や制度という分類で見ますと、各国その給与所得以外も含めて、むしろ人的な事情に応じて、あるいは家族の構成などに応じて適用される控除が大幅な負担調整の仕組みになっているということです。

ここで一点御留意いただきたいのは、上の箱の中に注が二つありますが、日本の給与所得控除の場合、経費を概算で控除するという仕組みも一部性格としてあるわけですが、諸外国では実額で経費を引く場合もあります。したがって、この給与所得控除のウェートを見る場合には、その部分については割り引いて考える必要があるということが一点です。

また、所得控除の場合、各国の税法によって引く順番が決まっています。日本の給与所得控除の場合には基礎控除などよりも先に控除することになりますから、より高い限界税率の所得を減らすことになるため、基礎控除などに比べるとこの割合が高めに出ることになっています。その辺りの考え方を変えまして、仮にその給与所得控除と基礎控除が同じ順番で適用されると考えた場合にこの計算をしますと、72%ではなく57.8%という数字になりますが、大きな傾向としては変わらないことになっています。

33ページには夫婦二人の場合を示しています。ここでは家族が入ってきますから、合算分割課税の効果が生ずるということです。これを給与のみに適用される控除とそれ以外の関係で見たものが34ページですが、大まかな傾向は同じです。

35ページには所得控除以外の負担調整手法も含めて、様々な負担調整手法がどのようなウェートを占めているかという表になっていますが、日本の所得控除一本やりの制度に比べまして、合算分割課税やゼロ税率あるいは税額控除といった仕組みが、多様な組み合わせで適用されているということが御覧いただけるかと思います。

36ページ以下は、平均給与の場合に限らず、その上と下の給与収入の水準についても作成したのですが、大きな傾向は同じですから、省略をします。

40ページ、税体系における所得税の役割ということで、御参考として国民負担率の内訳の中で、所得課税がどのぐらいのウェートを占めるかというグラフを用意しています。41ページです。日本の場合、7.4%ということで消費課税の7.1%とほぼ近い水準ですが、これは2012年度の数字ですから、その後、消費税率の引き上げが行われていることを考えますと、消費課税のウェートがさらに高まっているわけです。そのような中での税体系における個人所得税の役割について、どのように考えるかといった

点があろうかと思えます。

42ページには、これを税収ウェートで示した表があります。

43ページにお移りいただき、ここでは個人所得課税と単純に申しまして、様々な国、地方別の内訳や、社会保障関係財源との役割分担があるということを示しています。日本の場合はフラットな10%の地方税の上に累進課税の国税が乗るという構造をとっていますが、アメリカの場合は州も連邦も累進課税を行うということが一般的です。イギリスは国税だけ、また、ドイツは連邦と州、地方の共有税という格好をとっています。フランスの場合はやや特徴的であり、金融所得を含む幅広い所得に対して一定の比例税率で課税される社会保障財源としての課税がなされています。これが15兆円という金額に上ってしまっていて、一方で所得税はかなり課税最低限が高い累進課税で9兆円の税収という格好になっているわけです。

44ページ、カナダはアメリカと似ています。スウェーデンの場合は基本になるものが地方税であり、県と市合わせまして30%近い比例税率で所得に対して課税する。その上はかなり高い課税最低限を持っている累進構造の国税が乗っかることで、所得再分配機能を発揮するといったような格好、役割分担になっています。

オランダの場合は勤労所得の第一税率、第二税率の上に28%ほどの社会保険料を乗せて一緒に徴収するといったような体系がとられています。各国様々な考え方のもとで所得税がとられている。

45ページは主要税目の特徴です。よく御存知のところですから割愛しますが、基本的に所得税は累進的な負担ができる一方で、勤労世代が負担するという面がある。また、消費税に関しては勤労世帯などに負担が集中しない、あるいは貯蓄を課税ベースにしないため経済成長を図る上で効率的であるといったような特徴がある。一方で逆進性という問題があるということが言われています。

46ページ、高齢化の状況を比べてみますと、日本は諸外国を抜いて最高の高齢化率になっており、また、その中で47ページのように家計貯蓄率が随時低下をしてきています。このような中で税体系の中の所得税の役割をどのように考えるかという課題があろうかと思えます。

49ページ以下の資本所得の取扱いの問題にも、このような流れは関連をしてこようかと思えます。

49ページで資本所得に対する課税の方式、先ほど御覧いただいたように総合課税、分離課税、二元的所得税ということで様々な考え方があります。日本の場合は先ほど改正の流れでも御説明しましたように、金融所得課税の一体化が進められてきていまして、現在51ページにありますように株式の譲渡損益と配当の間での損益通算が可能となっており、来年、平成28年以降は、公社債の利子や譲渡益にもこれが拡大するという状況になっていまして、この一体化が預貯金の利子などを除きますと、ほぼ完成に近づきつつあるという状況になっているわけです。

この考え方の背景は、52ページの政府税制調査会の平成16年のレポートにまとめられていますが、3行目にありますように貯蓄から投資への政策的要請ということで、特に直接金融市場を経由しまして資本蓄積を進めるための資金を集めていこうという政策的な考え方が背景にあります。その上で第二パラグラフからありますように、二元的所得税との関係も議論はされてきています。二元的所得税と共通の問題意識としては課税ベースの拡大や、海外への資本逃避の防止、あるいは資本所得の間で中立性を確保するといった問題意識は、我が国でも妥当するのではないかということが当時言われています。

他方で二元的所得税を本格的に導入ということになりますと、あらゆる種類の所得につきまして資本所得と勤労所得に二分する。そのための様々な整理が必要になってきます。そのようなこともありまして、引き続きの検討課題とされて現在に至っているということが現状です。

53ページは、二元的所得税の理論的な枠組みを図で示したものです。

54ページは、OECDのレポートの中で二元的所得税に関する評価を紹介しています。この評価の中では二元的所得税は公平性と効率性のバランスをとるというところに主眼がある。また、二つ目の○にありますように、包括的な所得税の場合、現在の消費と将来の消費、すなわち貯蓄との間の選択にゆがみをもたらす点がある。それは貯蓄に課税するという点で宿命的なところがありますが、そのようなゆがみを減少させる効果がある。また、資本所得間の中立性を高めるというメリットが指摘されている一方で、勤労所得と資本所得の間で裁定が働くというデメリットを指摘する面もあります。

三番目の○にありますように、この二元的所得税、包括的な所得税の場合と消費課税のような場合の中間的な方策として機能してきたというような評価もあるわけですが、今後のあり方についてどのように考えるかといった点もあろうかと思えます。

○中里会長

ありがとうございます。

続きまして、自治税務局川窪市町村税課長、お願いします。

○川窪自治税務局市町村税課長

それでは、お手元の資料総22-2「説明資料〔個人住民税①〕」を御覧いただければと存じます。

大きく目次のところにありますように、個人住民税の概要と沿革などにつきまして、先ほどの御説明と重複しないように、個人住民税に特徴的な部分を中心に御説明申し上げたいと存じます。

1ページから個人住民税の概要について簡単に触れさせていただいています。個人住民税は地方税法の特色上、割という形で所得割、利子割などとありますが、一番上にある均等割がいわば個人住民税に独特な仕組みでして、所得割以下の部分につつま

しては国税に対応する仕組みがあるものです。税収のところは総じて個人住民税全体で12兆円ほどの税収がありまして、17兆円ほどの税収のある国税の所得税に比べて少し小さめの税ではありますが、納税義務者数、一番右のところを御覧いただきますと、特に均等割では約6,000万人という国民の約半分の方に納税をしていただく税にもなっていますし、また、後ほど出てきます比例税率の税率構造で税源移譲が平成18年度改正で行われた結果でもありますが、特に一般の給与所得の方などについては、一般的な方々については、むしろ月々の給与からの天引き額は個人住民税の方が所得税より多い方も多く存在するというような状況になっている税目です。

2 ページ目に非課税限度額の概要という紙を付けさせていただきましたが、個人住民税につきましても独自の制度としまして、非課税限度額という制度があります。まず均等割につきましてもある意味、当然ですが、所得に応じた課税ではなく一人当たり幾らということで課税をしますから、どこかにいわゆる免税点と言いますか、課税、非課税の基準点を設ける必要があるということですので、その計算方式が、均等割につきましても所得金額、ここで言う所得金額は注1に書いてありますように、給与所得者で言えば収入金額から給与所得控除を引いた後の金額ということで、人的控除等を適用する前の段階の数字ですが、その数字を基準としまして35万円に世帯人員数を掛け、加算額をという形で計算をしていきます。

同様に所得割につきましても、所得割ですから、課税最低限が制度の結果としてあるわけですが、それに加えて均等割との関係や生活保護基準額との関係などを勘案して、免税点という意味での非課税限度額も併せて設けてあるということが、所得割における非課税限度額の趣旨です。

3 ページを御覧いただきまして、そのような制度の結果としましてイメージ図ですが、収入金額のより小さな段階から個人住民税の特に均等割の課税が始まり、少し所得が上がってくると所得割の課税が始まり、もう少し所得が上がると所得税の課税が始まるというような位置関係になっています。この3ページの絵では、100万円以下のところはいわば国税も地方税も税はかからない所得水準の方々となるわけですが、一方で社会保険料負担などにつきましても、この例でいえば100万円ですが、これを下回る収入の方々においてもそれぞれのルールに従って負担が生じているという仕組みがあります。

4 ページは、所得に応じて課税していく仕組みということですが、この4ページ、5 ページは基本的に国税と同じ構造であるということです。税率構造が比例税率の10%であるということが違うと思っただけだと思います。

6 ページからですが、こちらは個人所得課税の中における個人住民税の性格や位置付けとしまして、地域社会の会費的な性格、応益原則をより強く意識した税であるということを示す資料です。

6 ページは平成24年に成立しています税制抜本改革法ですが、この中に定められて

いる今後の税制の検討方針の中にも、その趣旨のことが法律の条文として記載されているということです。また、政府税制調査会におきましても、7ページ以降ですが、地方税全体としての応益性に立脚した税制を構築していくことが望ましいという観点に加えまして、7ページで言うところの一番下の三行ですが、個人住民税は地域住民が地域社会の費用の負担分任の原則の下に負担する税というような趣旨が書いてあり、また、それが受益と負担の明確化や自治意識の涵養という民主主義的な観点からも、重要な役割を果たしているという位置付けがなされているものです。

以下、8ページも同じ平成12年の政府税制調査会の中期答申を紹介していますから、御覧いただければと存じます。同様に9ページまで続きます。

10ページは昨年秋の政府税制調査会における第1次レポートですが、ここの中でも先ほど全体について御紹介がありましたが、併せまして非課税限度額等の仕組みとの関係で様々な社会保障や福祉の制度の適用基準等にこの10ページの資料ですが、非課税限度額等の関係が今あるような仕組みとなっているため、そのようなことに留意しつつ、税制の改革についても考えていくことが必要なのではないかと御指摘をいただいています。

続きまして、沿革に関する資料が11ページ以降です。御覧いただければと思います。

11ページは、いわゆる戦前における地方税の方の制度です。細かい説明は省略させていただきますが、この期間というものは基本的には戸数割という税が個人住民税の前身としてありました。上から二行目に見立割という総合資力という表現が出てきますし、そこに従来 of 慣行という言葉が出てきますが、国全体の法制としては戸数割という形で課税すべしということは決まっていますが、具体的に何を課税標準にとるかということにつきましては、従来の取扱いなどを踏まえつつ、個々の地方団体に決めていくという仕組みがとられていまして、見立てというものは要するに外見的に見て何町歩の田んぼであるとか、あるいは家屋敷がどのような門構えであるかなど、広さのようなものを外形的に見立てて判断をし、適用税率を決めるというものでして、必ずしもいわゆる現金収入だけに限ったものではなく、若干資産的な要素、いわば資産からこれぐらいの収益があるであろうという要素も含めた総合的な外形に基づく個人ないしは世帯の戸数割ですから、それに対する課税という性格の税が、明治以降続いていたということです。

それにつきまして11ページの一番下ですが、昭和15年度以降、それを順次法律に基づく仕組みに統一化していきこうということですが、昭和15年度以降の税制におきましても、なおどちらかと言いますと課税対象所得金額を計算して、それに税率をとるよりも、等級を設けてある金額を年額としていただくという税制であったということです。

12ページ、昭和25年度以降はシャープ税制ということになりますが、この時点以降、おおむね均等割と所得割という今に至る税制の基本的な枠組みが成立をしています。

成立していると言いつつも、この時点ではなお所得割の方は課税方式が三種類、さらにそこにただし書きというものがあって、実質五種類の中から選べるというような仕組みになっていまして、どのような課税対象所得金額を用いるか、あるいは所得税額に税率をかけることによって課税するかということが、団体によって異なっていたという時代です。

ただし、前のページとの比較で考えますと、この昭和25年度のシャープ税制になった以降と言いますのは、ある意味、財産の多寡に応じた財産税的なイメージはほぼ消えてきていまして、均等割をどのように考えるかという議論はありますが、固定資産税の方が一方で税として定められてきたということとの兼ね合いもあると思いますが、個人の所得に課税する税という性格が明確になってきた時代ということであると考えています。

そうは言っても課税方式が複数あったものが統一される過程ということで13ページを御覧いただきますと、昭和37年度には二つの方式のどちらかにすべしということになり、さらにそれは昭和41年度には統一をされているということです。その過程で扶養控除が創設をされ、昭和37年度から適用されており、その扶養控除から配偶者控除が独立した形で昭和41年度以降、適用されています。また、昭和41年度の時には一番下の絵にあるような累進税率の税率が定められ、制限税率の仕組みを設けることにより国民全体の負担の平準化を図ろうということが順次進んできたという時代です。

続きまして14ページ、平成に入っていますが、これ以降は先ほど御説明のありました所得税における様々な金融課税における取扱いや、控除のあり方などにつきまして、ほぼ同様な仕組みがその都度改正をされ、適用されているということです。

そのような意味で14ページ、15ページは御覧いただければと思いますが、16ページを御覧いただきまして、個人住民税の場合、非常に大きなこれまでの沿革の中での変化としまして、平成19年度からと書いていますが、税制改正としては平成18年度税制改正で改正が行われ、平成19年度分の個人住民税から適用されているという、いわゆる三位一体改革に基づく10%比例税率化という改正です。これは税率構造が5%、10%、13%という三段階から10%という比例税率構造に変わったということですが、その結果としましてトータル3兆円の税源移譲が三位一体改革の中で実現したということからも重要な意義を持ちますし、また、むしろ今回の議論の中で扱われています観点との関係で言いますと、多くの住民の皆様にも比例的に税を納税していただくという応益的な課税原則に基づく税としての性格がより明確化されたという課税の性格の明確化という意味からも、大きな改革であったと位置付けられるものであらうと考えています。

併せて今、応益的な性格を明確化する、強化すると申し上げましたが、16ページの一番下に緑の点で囲んでいますが、平成17年度や平成18年度頃、改正で言うと平成16年度改正や平成17年度改正になりますが、その際に生計同一妻に対する均等割の非課

税措置の廃止や、65歳以上の方で合計所得金額125万円以下の方にかかる非課税措置というものが廃止されていまして、この結果としまして特に均等割の世界における影響が顕著ですが、納税義務者数が増えるという効果が生まれています。これは16ページの一番上に平成19年度の納税義務者数は均等割で5,985万人というデータがありますが、それを1枚前に戻っていただいて15ページの平成16年度の課税の時点では、均等割の納税義務者数が4,612万人であったというところとの比較で御覧いただくと、非常に意味大きな変化がここで起きているということも御覧いただけるのではないかと考えています。

17ページにつきましては、その後の金融課税の一体化等がまた一步進んでいるという、先ほど御説明いただいたとおりです。

今の話を18ページで税率構造についてだけではありますが、振り返ってみますと、昭和41年度頃のこのような小刻みな累進構造の税率構造が簡素化されていき、そして平成19年度分以降は10%の比例税率になっているということで、先ほど来申し上げております応益原則に基づく個人住民税の課税という位置付けの明確化が順次図られてきた歴史があるということです。

その後の19ページは先ほど御説明いただいた内容と重複するため、次に進ませていただきまして、その他という表紙を着けさせていただきましたが、20ページに先ほど御説明のありました負担調整措置をどのような仕組みで実施するか。諸外国に様々な例があるということで御説明をいただいたところですが、個人住民税が比例税率となっている関係から、20ページのような概念図ではありますが、①や③、④の手法に関しましては、効果額という目で見ますと同様な効果になる。同じ効果が出てくることが比例税率であるということの特徴としてあるということにつきまして、念のためということで資料を付けさせていただきます。

最後21ページは、地方税における主要な税目のそれぞれの特徴や位置付けなどにつきまして整理をさせていただいたものでして、およそ法人に対する課税や、消費に対する課税はという意味でのそれぞれの性格論としては、国税における御説明とほぼパラレルになりますが、個人所得課税につきましては先ほど来、申し上げます個人住民税の特徴もありますから、この21ページでは負担分任の性格からより広い範囲でなどということを御紹介しています。また、地方税の場合、いわゆる税源の偏在とよく呼んでいますが、地域間における税収の分布がどのような結果になるのかということについても、気にしなければならない税ですから、それぞれの税目の特徴のところにもそのような税源の偏在が大きい小さいかというようなこと、あるいは国に比べまして小さなエリアでの収入ということになりますから、安定的な税収が得られるかどうかという観点などにつきましても、特徴のところにもまとめてありますから、御参照いただければということです。

○中里会長

ありがとうございました。

これで国税と地方税、両方の御説明をいただきましたが、ただいまの御説明につきまして委員の皆様から御質問や御意見がありましたら御発言いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○大田委員

充実した資料をありがとうございます。

国税の方で質問ですが、31ページから負担調整の内訳が出ていまして、これは大変興味深いのですが、控除額の合計が給与収入に対して何%か。それぞれの国で何%かという数字がどこかにありますでしょうか。もし無ければ今日でなくて良いのですが、教えていただければと思います。

○中里会長

住澤主税局税制第一課長、どうぞ。

○住澤主税局税制第一課長

その点につきましては、OECDのTaxing Wagesというものがありますが、その中に収入の額に対して所得控除によるイロージョン(侵食)がどのぐらいかといったような分析があったかと思えますから、後日お届けしたいと思えます。

○中里会長

よろしくをお願いします。

それでは、土居委員。

○土居委員

御説明どうもありがとうございました。沿革、他国との比較という意味では非常に貴重な情報を今日提示いただいたと思えます。

特に他国との比較ということで申しますと、財務省の資料の22ページ以降あるわけですが、他国にあって我が国に無いものということの一つ指摘できると思うことは、我が国は控除において消失控除化しているものがない。消失控除化して、ある一定の金額以上になると控除の額が減っていくということが、他国では比較的多用されているというような印象が今回の資料からも受けとめられました。そのような意味では所得再分配機能の強化という議論が我が国で今ある中では、消失控除という考え方をどのような形でうまく我が国の税制の中に入れられるかということは、検討に値するのではないかと思います。

もう一つは、先ほど大田委員の御質問との兼ね合いもありますが、31ページ以降、所得税制における負担調整の国際比較の中で、やはり単に所得控除という話だけでなく、所得計算上の控除がこれほど高い割合で適用されている国は、ほかの国ではないということも顕著であったと思えます。もちろんこれは給与所得、つまりOECDのTaxing Wagesのデータに基づいているものですから、給与所得が題材になっているわけですが、同様に沿革の説明でもありましたように、公的年金等控除をまさに所得計

算上の控除ということで我が国には適用されているということですから、当然ながら給与所得控除だけが議論の対象というわけではなくて、公的年金等控除も同様に所得計算上の控除として、これほど多くの控除を所得計算上の控除として適用する必要があるのか。むしろ一旦は課税所得とした上で、負担調整を後に税額控除などで行うというやり方というものが今後考えられるのではないかという印象を私は持ちました。

最後に、財務省の資料の42ページですが、これはむしろ国民に広く理解をしていただく必要があるのではないかと思うことは、個人所得課税が痛税感というような意味で言えば、それなりに我々は収入を稼いでいながらも、多くの所得税なり住民税を払っているということかもしれないかもしれませんが、税収構成比という観点からすれば、他国よりもむしろ個人所得課税は構成比が低い方であるということは、しっかりと理解をする必要があるのではないか。個人所得課税、法人所得課税、消費課税、資産課税、これらの四つの分類から言えば、個人所得課税はそれほど多い税収構成比を我が国は占めているわけではないということがあって、そのような意味では確かに痛税感はあるのかもしれないが、税収構成比からすると個人所得課税で多くの税金を納めているということでは必ずしも無いということは、国民的な理解をもう少し広める必要があると思いました。

○中里会長

高田委員、どうぞ。

○高田委員

一つが先ほど土居委員と同じように42ページ目のところなのですが、ここに資産課税、消費課税、法人所得課税、個人所得課税、各国別の比較がありますが、ある程度の傾向だけでも結構なのですが、もし教えていただければと思ったことは、この辺りの比率の変化、トレンドのようなものがどのような傾向にあるのか。イメージとしますと大体消費課税のところと比較的どこの国も増えているのではないかという感じもしますし、昨今の動きを見ていると、法人所得課税のところの比率が比較的どこも下げている状況でもありますから、これが下がってきているのではないかと思うのですが、この辺りの認識がそれで良いのかどうかということと、国別のところで多少トレンドのようなものがあるようであれば、今後の日本を考えていく上で少し参考にさせていただこうと思いました。その辺りのコメントもしくはインプリケーションのようなものがもしあれば教えていただきたいと思えます。

もう一つが31ページ、32ページ目のところで、ここにもありますように日本の場合、給与所得の控除のところの比率が他国と比べて非常に高い状況になっているわけですが、この辺りの背景になった、もしくは歴史的な状況と言いますか、この辺りのところの背景を少し教えていただければと思います。この辺りの二つについて御質問させていただければと思います。

○中里会長

住澤主税局税制第一課長、お願いします。

○住澤主税局税制第一課長

まず42ページの関係ですが、各国共1970年代、1980年代におきまして付加価値税率等の引き上げや、直接税の方の減税といったようなことを行っている国は多少ありますから、御指摘のような傾向はあるのではないかと思います。詳しいデータにつきましては次回、整理して示したいと思います。

それから、シャープ勧告の当時、昭和25年度の税制ということで見ますと、16ページ、当時の考え方として所得の種類ごとの配慮をしていくということではなくて、家族の構成やその人の置かれている人的な事情、例えば障害がある、高齢であるなど、このような事情に応じた配慮を中心として考えていくという考え方が一旦は打ち出されているわけです。18ページをお開きいただきますと、中央の上辺りにあるように昭和49年頃には、所得を稼得する人たちの中心的な地位を占めてきていたサラリーマンを対象に大幅な減税をしていくというような考え方が、所得税の減税をする際の大きな考え方として打ち出されたということもありまして、給与所得控除が所得に対する率としても最大4割まで控除できるという格好に切り替わってきたということがあります。

一方で基礎控除などの人的控除につきましては、先ほど簡単に触れましたが、現在の金額として38万円ですが、シャープ税制当時は2.5万円ということで15倍ほどの拡充がなされてきているわけですが、全体的な賃金の上昇の割合と比べるとかなり低い伸びに抑えられています。どちらかと言うとサラリーマン向けの減税を主体に戦後、所得税の見直しが行われてきたということが大きな背景になっているものと考えられます。

○中里会長

ありがとうございます。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員

詳細にありがとうございます。

まず一点目ですが、所得控除か税額控除か。所得控除というものは教科書的には最低生活保障であり、不可侵の所得である。税額控除というものは国家補助的なものであり、社会的な政策に基づくものである。二分法であったような気がしますが、ただし、歴史を考えてみても諸外国の試みを見ても、意外と税額控除と所得控除の関係はもっと柔軟であり、もう少しプラクティカルな観点から、例えば大方が所得控除であるがゆえに扶養控除なども一部所得控除化してみたり、比較的税務執行上の観点や、あるいはそのときそのときの政策的な要請などに応じて意外とそれぞれの国において柔軟に対応してきた歴史があるということは、一つ学ぶべきことかと思えます。

その観点から、非常に海外の動向で興味深く思ったことは、財務省の30ページのス

ライドになります。ある種、所得控除か税額控除かという理解を考えるときには、要は上から控除するか下から控除するかの違いであると考え、要するに今の我々が持っている所得控除というものは上から控除する。したがって、いつも、我々財政学者がよく言うように、所得が高い方が減税額が多くなってしまふということはこの構造なのです。

④のような方法は最低税率で控除することになりますから、下から控除しているということになるわけですし、これは事実上の税額控除と変わらない仕組みということであると思います。

あるいは少し似ていますが、③のゼロ税率は基本的に日本で言えば恐らく基礎控除に対応するものであると思いますが、そのゼロ税率という方法も一つの工夫であると思います。

つまり、ここでの議論を行うときに我々は非常に様々な選択肢があつて、そこは少し柔らかい頭で考えていくべきことではないかと思ひます。これが一点目です。

二点目ですが、やはり長い歴史の中で、これも戦後の中において我々は給与所得控除というものを意外と拡充してきた。給与所得控除は昔は少なかったのです。これが徐々に時代の要請の中で拡充されてきたという経緯があつて、我が国は総合課税の建前をとっていますが、実はある意味、事実上、分類所得税的なところもあるのです。もちろん利子や配当などの源泉分離というものもあるのですが、給与所得、それから、実は公的年金等もそうなのですが、何かそれだけ別扱いになつてこれまで進化してきたという歴史もあるということです。この辺りはもう少し見直してみる。

つまり何を言いたいかというと、給与所得控除というものの自体が実は別にサラリーマンの最低生活保障というよりは、とりあえず成長の担い手であつたサラリーマンたちの税負担を抑えるという、やはりそのときそのときの政策的な要請であつたとすれば、これは見直す対象になりますし、先ほど国際比較で見せていただいたように、人的控除との比較で考えれば、仮に給与所得控除のところを見直すのであれば、それは人的控除の方に振りかえていく。その人的控除の中でも特にこれはここでも何度も議論になつていふように、子育て世帯や若い方々、または本当に困つていふお年寄りなどに振り向けていくという転換があつて良いと思ひました。

これは今後の課題ですが、金融所得税についてどのようにしていくのかということについても、ここまでの議論はどちらかということ総合課税所得と言ひますか勤労所得なども含めた総合課税対象の議論が多かつたのです。金融所得税をどのようにするかというところで一体化を今後進めていくということは既定路線であると思ひますが、もう一つは今の勤労世代による将来の老後に向けた貯蓄、資産形成に対して課税として何かすべきことがあるのか。あるいはもしそれを阻害している要因があるとしたら除かなければいけないのではないかということについても、これは今後の検討課題ではないかと思ひました。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、赤井特別委員、お願いします。

○赤井特別委員

ありがとうございます。

私も同じような感じですが、議論始めということで大きな話で、まずはもう既に出ていましたが、財務省の資料の41ページ、国際比較をしてみると日本はまだほかの諸国と比べると国民負担率的には低い。財政再建が必要な流れで言うと所得税にも税源確保で税収を増やしていく方向性というものは必要であるということがここから分かるということが初めです。

税収というものは税率掛ける課税ベースですから、税率を上げるか課税ベースを広げていくのかということが税収を確保することにはなっていくわけですが、そこで三点ほど視点があるとすれば、一つ目は限界税率をどのようにするのかということで、この資料であると43ページのところです。海外と比べて今、日本の国税は7段階で地方税は10%になっていますが、これをどのように変えていくのかということですが、もちろん所得再分配のあり方、労働インセンティブのあり方、その辺りも考えながらこの税率をどのように変えていくのかということがまず一つ重要です。

二番目は、課税ベースをどのように拡大していくのか。今、佐藤委員からも議論がありました、これであると30ページのところです。税額控除が良いのか、所得控除が良いのかということ、30ページの所得控除のところを見ればすぐ明らかですが、同じように同じ額を引いても所得の高い人ほど軽減額が大きいということですから、このところも限界税率や所得の再分配とも兼ね合いながら、所得控除というものをどのように考えるのかということが大事です。

三番目は簡素化ということで、もう一度戻って43ページでは日本は7段階ということで、これは総務省側の資料の16ページに三位一体改革のときの議論がありますが、その反映で今、23%、33%という形になっていて、ほかの国も複数になっているため、これがどうかという議論もありますが、分かりやすいという意味では税率の見やすさや、ほかの所得控除などあらゆるものに関して分かりやすいという視点を今後も考えていくということが重要であると思います。

○中里会長

それでは、野坂委員、お願いします。

○野坂委員

本日の資料は大変勉強になりました。やはり様々な歴史的な背景を踏まえて各国の税制が変わっているということ、改めて認識しました。

そのような分析を見ましても、日本の場合、相当複雑であるということが各国と比べても明らかであると思っています。したがって、この複雑になり過ぎた所得税

の仕組みをどのように見直していくか。今、赤井特別委員もおっしゃいましたが、簡素でどのように見ていくのか。これが大変重要な視点であると思っています。

各国を見ますとその歴史的な背景あるいは国柄で様々ですが、恐らくどの国が良いというグローバルスタンダードのようなものはないのであって、日本の現状に合わせて各国で導入しているもので良い点は採用するという視点が大事であると思っています。ほかの委員の方もおっしゃっていますが、消失控除の問題あるいは税率の問題、税額控除、様々なアイデアがある中で日本にとってどれが良いのか考えていくべきであると思います。

恐らく次回以降の議論になると思いますが、今日の資料でもし分かれば教えていただきたいことは、各国様々な制度を導入していますが、所得税の再分配機能という観点から見た場合に、欧米の所得税の仕組みがどのような機能を持っているのか、あるいは効果はどのようであったかということがもし分かれば、今日あるいは次回以降で結構ですから教えていただければと思います。

その各国の税を考えていく上で、それぞれ悩みのある中で積み上げてきた制度であると思うのですが、日本としても今、所得税の再分配機能の回復を図る上でどの組み合わせも恐らく一つで決めるのではなくて、様々な組み合わせが当然必要であると思いますが、それを考える上でもぜひ参考にしたいと思っていますから、教えていただければと思います。

加えて、31ページの比率を見ますと、どうしても日本の場合、給与所得の概算控除に偏り過ぎていることがこの数字で明らかでして、これをどのようにするのか。また、社会保険料控除もドイツ、フランスに比べると低いですが、やはりこの問題もある。先ほど各国の歴史的な背景として付加価値税が導入されたときのことが関わっているという趣旨の御説明がありましたが、特にドイツ、フランスの場合、ゼロ税率を導入してきた経緯についてももう少し、どのような背景で導入されて、どのような効果があったのか。先ほどの質問とも絡みますが、教えていただければと思います。

○中里会長

いかがですか。

○住澤主税局税制第一課長

諸外国の再分配機能に関わる制度の変遷というところにつきましては、次回のテーマにも関わりますから少し詳しく資料を整理しまして、御説明させていただきたいと思っています。

これまでいただいたコメントや御質問の中でも、再分配機能という観点から諸控除のあり方について多様な制度があるということで、そのような点を勘案した検討が必要なのではないかという御指摘をいただいています。しかし、その中で先ほど税率構造についての見直し、あるいは検討も必要であるというコメントがありましたように、所得税の累進性と申しますのは控除のあり方だけではなくて、税率構造の累進性によ

っても累進性の度合いが規定されるという面がありますから、各国でどのような組み合わせが行われているのか、あるいは税率構造と控除のあり方というものが再分配機能とどのような関わりを持つかという辺りも、次回、詳しく資料を用意させていただきたいと考えています。

○中里会長

よろしいですか。

それでは、上西特別委員、お願いします。

○上西特別委員

詳細な資料どうもありがとうございました。非常に勉強になるところも多くありました。

消失控除に非常に興味があります。具体的にどのような仕組みでこの消失控除を計算し、現実の実務の中で機能させているのか教えていただきたいと思います。

基礎控除を見直して手厚くする場合についてです。これが人的控除であるかどうかという議論があることは承知していますが、この部分についてより大きな金額になるとすれば、一定の消失控除を設けることも方向性として検討すべきと考えます。

今回の資料でも確認できたことですが、給与所得、公的年金等所得につきましてはアメリカ、イギリス、カナダ、スウェーデン、オランダは実額でして、概算はドイツ、フランスです。ドイツでは給与が15万円、年金が1万円で、フランスではいずれも10%という低い概算部分であることは再度確認しておく必要があります。

そして、教えていただきたいのですが、ゼロ税率をドイツ、フランス、スウェーデンが設けているのですが、どのようにして計算しているのでしょうか。現実には速算表で計算するのでしょうか、二回計算しなければならないのか、あるいはまた別の計算方式を設けて行っているのかです。具体的な計算式等については、次回以降、御準備いただければと思います。

○中里会長

お願いします。

○住澤主税局税制第一課長

また次回、詳しく御要望の資料を用意したいと思いますが、アメリカの消失控除の場合ですと、例えば23ページのアメリカの所得税の構造を御覧いただいて、ここでは調整総所得という概念が出てきます。これは例えば事業収入の場合、必要経費を引く、あるいは年金の掛け金の控除の場合のように調整総所得を計算する前で控除するものがいくつかあるわけですが、そのようなものを差し引いてグロスの総所得を計算しまして、これのレベルに応じて人的控除が消失していくという構造になっているものと承知しています。次回また資料を用意させていただきたいと思います。

また、ゼロ税率の場合の具体的な実務上の計算手法といった点についても、調査が間に合うかどうか分かりませんが、次回、資料が用意できればと思っています。

あと御質問は何かありましたでしょうか。

○上西特別委員

税額控除は逡減するものが普通であると思いますが、アメリカとカナダは税額控除の中に逡増部分を設けています。この逡増型の控除はどのような措置で、どのような目的をもっているものでしょうか。

○住澤主税局税制第一課長

逡増型の控除をとっているものは、例えばアメリカで言いますと勤労税額控除ということで、これはある意味でいわゆる負の所得税と言われているものの一つのモデルですが、労働政策の観点から一定の低所得層に対しては勤労するということを要件にしまして、勤労所得が増えれば増えるほど控除額が比例的に増えるという構造の控除をしているわけです。

これが持つ効果は、いわば時間当たりの賃金率に対して国が補助を与えているような効果が発生するわけですから、就労を促進するような効果があるということで、一般の失業手当や生活保護の給付をするという定額の給付をするよりは、就労に対するインセンティブを阻害しないであろうということで、昔、アメリカのミルトン・フリードマンなどが考え出した形の控除という格好になっています。

このような控除につきましては、そのような就労促進的な効果があるという考え方が一方で、最低賃金のレベルや、あるいは生活保護の給付があるかないか。アメリカの場合は包括的な現金給付としての生活保護制度というものはありませんから、フードスタンプのような現物給付としての貧困層に対する手当と、このような就労促進型の控除の組み合わせで福祉政策が構築されているという面もありまして、次回またその辺りも触れたいと思いますが、かなり労働政策あるいは社会保障政策の方で考えられた制度と認識をしています。

○上西特別委員

ありがとうございました。

○中里会長

ありがとうございます。

税額控除と人的控除、所得控除の間の対立ばかり議論するよりも、消失控除やゼロ税率など、世の中には様々なメカニズムがあるわけですから、余り概念的な議論ではなくて、様々幅広く見ていくと興味深いものが出てくるかもしれないですね。

林特別委員、お願いします。

○林特別委員

三点ほどコメントと質問ということでお願いしたいと思います。

一つは、ここでは国際比較を行っていらっしゃると思いますが、実を言うとこれは難しいと思うのです。例えば社会保険において日本では社会保険料と税金でファイナンスされていますが、一部の国では公的医療なり公的年金などが100%税でファイナンスされ

ています。そのような国と日本と比べることは、どれぐらい意味があるのかと思います。勤労者は社会保険料ということで、税金と同じであるかのように高税率で所得から社会保険料を納めて、それを公的医療もしくは年金に回されていますが、イギリスなどではタックスファイナンスされていますから、当然イギリスの税の中では日本の社会保険料に相当する資金が入っているわけです。日本の場合であると一部は保険料でそこは払っていますから、そのままのデータでは横での比較は難しい。これは非常に難しいですが、国の制度ができるだけ平仄が合うような形で比較することが良いと私は思っています。これが一つ目です。

二つ目は、私がよく分からないところもありますが、連邦制の国との比較で例えば所得税を考えると、個人所得のタックスベースがオーバーラップしている国などがありますから、ここで例えばアメリカの場合は連邦の税収だけだとは思いますが、特にカナダなどであったら連邦税と州税同じぐらいの税収がありますから、連邦税のみを片方だけ見るということは所得税の全体構造は見られないのではないのでしょうか。多分、北欧の国も一部地方がかなり高い所得税を課しているところもありますから、地方との関連で全体の負担構造がどのようになっているかということも見る必要があると思います。

これもまた地方との関連ですが、中央と地方が同じタックスベースを共有している場合、日本の場合は住民税と所得税になると思いますが、国と地方の間の制度のコーディネーションもかなり問題になってくると思います。連邦国家の場合で、ある国でばらばらで、他の国ではかなりコーディネーションされているという風に、かなり地域によって違ってくるということになると思います。

そこで質問なのですが、例えば人的控除の場合、国の場合38万円です。地方の場合は33万円ですが、まずここで違いに何かロジックがあるのであれば御教示いただきたいと思います。かつ、私もいろいろ調べてみましたが、控除の構造は同じですが、具体的な数字が国と地方で微妙に違ったりしています。税制は簡素で分かりやすくあるべきならば、どちらに合わせるということは置いておいて、納税者側から見て国と地方でそろえた方が制度としては非常に理解しやすくなるのではないかと思います。

最後です。これも地方税の話になるのですが、税務上の問題かとは思いますが、住民税は1年遅れです。これも納税者からすると何か分かりにくい。いつ納めているのか分からないということがまずあると思いますから、これは税務上の話で税率の話や構造の話ではないと思いますが、国と地方がほとんど同じタックスベースをもっているのですから、国と地方も同じような方式で税収をとることは、税務上の観点からはマイナスにはならないと思っています。

○中里会長

川窪自治税務局市町村税課長、お願いします。

○川窪自治税務局市町村税課長

今のまず38万円と33万円の違いのロジックはということですが、資料ですと地方税の資料の9ページに税制調査会の平成12年の中期答申の一部を抜粋させていただいていますが、従前からの経緯も踏まえつつ、この時に再度各税目の性格等の整理をということで御指摘いただいています、9ページにアンダーラインも引いていますが、個人住民税の方が地域社会の費用を住民が広く負担分任していただくという性格に鑑みて、課税最低限を所得税よりも低くする構造となっていると指摘した上で、9ページの下の方ですが、そのような観点を考えれば所得税と一致させる必要はないと考えられますと当時整理をされているということもあります。

そのものの考え方としましては、資料の最初の方でも申し上げましたが、やはり少しでも多くの方々に納税をしつつ、また地方自治に参画をしていただく。また、地方自治体の方がより現物給付的行政サービスと言いますか、そのようなものを担当していることが多いため、その受益に応じた負担に向いているであろうというようなことなどがありまして、そのような仕組みがとられてきたという整理があります。

併せて、税制の運用との関係でも、この1年遅れを良いと思うか、分かりにくいと思うかという議論はありますが、特に給与で生活をしている方が納税者の大半になっている中で、地方団体が課税権を持つ地方税についても給与から源泉徴収、地方税では特別徴収と呼んでいます、天引きをする形で納めていただくとした場合に、翌年度における課税をすることによって給与支払者の方の事務が一度で済んでいるという部分がありますから、そのメリットとの関係も考えていく必要がある論点であろうと思っています。

そのような観点から、いわゆる個人住民税の現年課税につきましては、様々な御意見もあり、これまでも御指摘がありますが、引き続き正直申しまして検討させていただいている、検討を続けているという状態です。

○中里会長

梅澤特別委員、どうぞ。

○梅澤特別委員

先ほど野坂委員もおっしゃっていましたが、簡素という言葉をもう一回我々真面目に捉え直しませんかと思えます。私は多分、この場の中で一番税の技術論の素人であると思えますが、それでも2年ほどここに座らせていただいている人間から見ても、ほぼ訳が分からなくて、法人所得課税であったらプロの世界ですからある程度複雑でも政策目的が正しく実現されると思えますが、個人所得課税に関しては99%素人で、これは多分新しい政策ニーズに基づいて何かまた積み重ねていっても、さらに複雑化するだけでほとんどメッセージは伝わらないのではないかと危惧をしました。

一つ御提案なのですが、多分全体でということは難しいでしょうから、本当にプロの委員の方何人かの小委員会でも構わないですから、本当にゼロベースで理想的な個人所得税制を今、組み立て直すとしたら、どのようなものがベストなのであろうとい

うものを一度突っ込んで議論いただいて、それを基にもう一回、このような形で議論を行えばいかがかなと思います。

そのときに進め方と言いますか、ガイディング・プリンシプルとしてここまで議論をしてきた、今の社会と未来の社会の変化を想定して、これからの時代の公平と中立とは何であるかというところからスタートをし、これからの時代の公平と中立を実現するという目的の中で最も簡素な体系、これはもちろん国税と地方税含めて最も簡素な体系とは何でしょうかということをもまず一回解いていただく。それを受けて、ごくごく少数の長期的な政策課題、今回も6ページに主な視点ということで10個ほど視点を提示されていますが、多分選びとらないといけないと思います。これ全部手を打っていくと結局また複雑な体系に戻ってしまいますから、最も重要な長期的な政策課題、少数に絞って、それを実現する上で最も効率的な税あるいは社会保障の打ち手というものをそこに付加をする。それが何らかの形の控除ということになるのかもしれませんが、税の外枠の話になるのかもしれませんが。そのようなツーステップで本当の意味でのあるべき論というものを作ってみてはいかがでしょうかという提案です。

○中里会長

今行っている実像の解明、それから、来年に向けての検討というものが、かなりそれに近いのではないかと、四半世紀振り返って今までしっかりとできてこなかったことをまとめて行っていこうということで、かなりゼロベースに近い本格的な検討ですから。しかし、おっしゃる意味は分かりますから、それも含めてまた御相談させていただきます。しっかりと行いたいと思います。ありがとうございます。

それでは、翁委員。

○翁委員

御説明ありがとうございます。

いくつか申し上げたいと思うのですが、一つは32ページ以降のところ、各国と比べますと日本の税制が非常に給与所得控除に主軸が置かれてきたということがよく分かります。今まで前半で様々勉強してきて、サラリーマンと非常に区別しにくい事業者の方や、働き方が多様化している中で、このような給与所得控除のあり方が今後もこのままで良いのかということは、これから十分検討しなければいけないのではないかと。むしろ基礎控除や、そのようなところの引き上げも含めて、最初の6ページにあります働き方の多様化を踏まえた水平的な公平の確保という点から、この点を少し考えていく必要があると思いました。

それから、今、申し上げた基礎控除なのですが、この金額というものは先ほど御説明では戦後の所得の伸びと比較すると、この伸びというものは非常に小さいというお話をいただいたのですが、38万円というものが何を意味しているのか。考え方をもう一回整理する必要があるのではないかと思います。

ほかの国々を見ましても、基礎控除には、所得が増えるにしたがって消失するタイ

プのものもありますし、そのような考え方の整理をすることによって、そのような消失控除の考え方も必要かどうかということも、検討する必要があるのではないかと思います。

それから、アメリカやイギリスなどで行われている児童税額控除や勤労税額控除というような仕組みにつきましては、より検討を深めて、今まで出てきました人的資本の形成や、所得再分配機能の回復など、人口減少への対応という観点から、このような税額控除のあり方というものも十分参考にする必要があるのではないかと思います。

最後に、金融所得課税につきましては51ページにあります。大分進んできて今度は債権のまた譲渡の部分に関わるということで、ようやく損益通算の分野も拡大してきて中立性を20%にそろえるというような形で徐々に見えてきたという感じがしますが、さらに本来であれば預貯金などそのほか入っていないところについても含めて考えていくことが今後の課題ではないかと思います。

先ほど佐藤委員がおっしゃったのですが、これから高齢で勤労しない時代というものが増えていくことを考えていくと、資産形成や長生きのリスクなどにどのように対応していくのかということ、高齢者にとっても非常に重要な関心事になってくると思いますから、そのような意味では今、確定拠出型年金、個人型確定拠出型年金などかなり拡充されてきていますが、そのような自助努力を促すということに関してどのように対応するのかということについて検討が必要だと思います。ただし一方で資産税ということをどのように考えていくのかということに関しましては、一つは相続税など、亡くなったときにどのように考えていくのかということについても、併せて検討していく必要がある課題ではないかと思います。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、田近委員、お願いします。

○田近委員

読み応えのある資料、どうもありがとうございました。

ここから何を我々の共通財産として読み取るかということを考えていたのですが、三点あるいは地方を含めて四点話したい。

30ページ、既に佐藤委員含めて御指摘ありましたが、まず第一点は、所得税の負担調整として所得控除はどのような問題を持っているかということですが、30ページ、これは非常に良い図で、左の灰色の部分が累進的な所得税で、そのまま掛けたらこのようになります。これで負担調整はどのようにしますか。つまり所得の低い人たちに対する負担をどのように下げますかということが問題。

佐藤委員が指摘したように、所得控除というものは累進性がある税であると、税率の高いところの人たちが得をする。これは我々が共有しないといけないと思います。

実は給与所得控除が青天井と言いますか上限なしになったときは、たしか昭和48年

であったと思います。その時の資料でたしか要するにその頃累進税率が非常に高かった。そのようなときに累進税率を変えることができない中で、高額所得者の負担調整を行うのは企業所得控除を青天井にすることであるとたしか書いてありました。最高税率が80%もあるところで青天井にしてあげれば8割戻ってくるわけですから、それをまさに意識して行ったわけです。したがって、所得控除の問題と言いますか効果というものはよく理解されていた。

消失控除も30ページの絵で一番端がこの方の所得であるとすれば、所得が高いと控除額が減ってくる。そのように絵を描けば分かるわけです。したがって、いずれにしても言っていることは一つで、累進性がある下で所得控除によって負担を調整すれば、高額所得者は得をするということは我々の前提として理解しなければいけない。理解と言いますか前提です。

それでは所得控除のあり方ということでは絵を出していただいていたのですが、アメリカのケースの23ページ、比較的所得控除を日本と同じように使っている国として分かりやすく、様々な所得がある。給与や賃金や年金など、これを合算したものから多少必要経費を引いたものが調整総所得、Adjusted Gross Income (AGI)。

それから、アメリカは人的控除をexemptionと言うのですが、これを引いてあげる。それから、deductionと違って概算控除はstandard、実額はitemize、これを引いてあげる。そして所得の負担力を計算して累進をかける。つまり何を申し上げたいかというと、要するにAdjusted Gross Incomeの多い少ないを見て負担調整を行えば良いため、それがAdjusted Gross Incomeを生んだ、給与が高いから調整を行う、公的年金が多いからなど、つまり所得に色の付いた控除というものは適切かどうかということが第二点であると私は思います。

第三点は、二元的所得税があたかもある別の類型のように語られていますが、少し見ていただくと28ページのスウェーデンですが、資本所得と勤労所得が分けられて、資本所得は比例税率です。しかし、考えてみると日本もそれに近いわけです。資本所得に対しては分離課税で、23ページのアメリカも実は配当収入、長期キャピタル・ゲインに関しては累進税率を軽減している。イギリスに至ってはもっと勇ましくて譲渡益は基礎控除200万円あります。ドイツも同じです。したがって、二元的と言いますが、それが資本所得に対して別になっている。それはそのとおりなのですが、どの国も資本所得に対しては実態的には分離的な課税を行っている。

それでは二元所得税というものは、昔スウェーデンに行ったときの経験で言うと、どうして生まれたかと言うと、昭和48年に日本において給与所得控除を青天井と言いますか際限なく引かせた、所得が高くて引かせたことと同じで、スウェーデンでも起きたことは累進課税が非常に高い中で、インフレが起きたということです。そこで何を行ったかと言うと、典型的には住宅利子の支払利子を控除したわけです。そのようにするとまさに先ほどと同じ問題で、高額所得者の税負担が非常に下がった。スウ

エーデンはあるときそれで家計の貯蓄がマイナスになったわけです。マイナスになったということは別に使ってしまったというわけではなくて家を買ったというわけです。それをふさぐためにはどのようにしたら良いかということで、支払利子をふさぐ。つまり所得税でコストとしての支払利子をふさぐならば、受け取った方の利子もかけない。つまり支出税にすれば良いという議論も行ったわけです。

その議論を延々とミード報告でも行い、ロディン報告でも行ったのですが、議論は良いのですが、資本所得にかけないで税収が保てるかということで、北欧諸国流のプラグマティズムで二元的所得。二元的所得税が何か特別なものかということ、彼らの生活の知恵で出てきて、そのようにすると現代の我々にとってのレッスンは、資本所得というものは総合課税できない。特に累進性が高い世界で資本所得は累進課税できないということは、何十年の経験から学んだこと。

そのようなことで私が言いたかったことは、所得控除というものは高額所得者にまず有利になる。所得控除のあり方としてはアメリカ的なAdjusted Gross Incomeを作って、そこから引いてあげることも一つの手である。二元的所得税で捉えるよりは、単に資本所得を別課税にせざるを得なかったのではということ。

最後ですが、地方について一点だけ。いただいた資料の1ページなのですが、地方税は御説明のとおり負担分任と言いますか、地域社会の費用を住民が負担する、そのとおりであると思うのですが、1ページを御覧になっていただいて個人住民税と所得税の納税者数は5,600万人と5,200万人。そうすると負担分任の割には個人住民税の納税者が少ないのではないかと。ほとんど所得税と同じではないか。つまりこれはどのようなことを言っているかということ、個人住民税における課税最低限は所得税と同じように考えて良いのかという問題はある。もちろん均等割はあります。しかし、課税ベースとして負担分任ということを考えるならば、個人住民税の納税者の数がもっとあっても不思議ではないということが私のコメントです。

○中里会長

二元的所得税という理論があるわけではないということなのですね。分かりました。それでは、平田委員、お願いします。

○平田委員

議論が始まったばかりですから、個別の税についてコメントすることは早過ぎるかと思いますが、財務省の資料の6ページに経済社会の構造変化という例が書いてあって、大体このようなものであろうと思うのですが、10年以上にわたっての日本経済の抱えた問題というものは、もちろん財政が非常な赤字であるということです。もう一つはデフレが続いてきた。その結果でもあるし、ゼロ金利状態が非常に長く続いているということでもあります。それが10年以上も続けば現象ではなくてしっかりした構造変化ではないかと思えますから、デフレやゼロ金利というものがもし安倍総理大臣の言うように近く解消すればもちろん良いわけですが、引き続きこのような状態が続

いていくということであれば、中期的な税制について考えをまとめていくという上でも、やはりゼロ金利、物価水準が非常に下がったことについて、これで税制がどのようなものであるかということを経論していかないとおかしいのではないかと思います。

そのような意味で今、田近委員も取り上げられました利子所得の問題ですが、これも通常のノミナルの金利が普通の状態であるということならば様々行っても良いと思うのですが、実際にはゼロ金利に近い状態で預貯金のところを個別に取り出して何かするという事は、慎重に行った方が良くと思います。

もう一つは、郵便貯金というものがありまして、この状態をそのままにして様々議論していくということも、なかなかこれはイコールフットィングの意味でもおかしいわけで、その辺りについてもこれから様々議論を行っていけば良いと思います。

○中里会長

ありがとうございます。

小幡特別委員、お願いします。

○小幡特別委員

所得税という本丸のお話で、税制調査会で大きな話になるというように考えを持っていますが、今、日本の沿革の話と国際的な外国の例と両方説明いただいて、両方非常にこれからの議論で大事で良かったと思っています。

先ほどから簡素でなければいけないというお話もありますが、これは制度の宿命でモデルや典型例を念頭に、それに合った形で税のシステムを作っているため、もちろん社会経済的な変化に応じてモデルを修正していくということは当然必要なわけですが、さらに本当の実情に合わせたいと行っていくと、これが増々複雑な制度になっていくという常にジレンマがあるとは思っています。その辺りのモデルの本質的な変化をどのように捉えて改正を行っていくかということであろうと思います。

何点かあるのですが、まず一点目は所得控除、税額控除の話はもちろん委員の方々がおっしゃっているとおりですが、今ある所得控除の中に非常に様々な性質のものがあります。例えば障害者控除もあれば寄附金控除もあれば、様々な控除がありますが、それぞれの控除の性格で私も土居委員がおっしゃるように逡減、消失というものはぜひ入れるべきと思います。それは全てに入れた上で、所得控除のそれぞれの性格に応じて入れるのにふさわしいものについては、より積極的に入れていくことが必要かと思ひます。

特に基礎控除が本当に最低生活維持のために必要であるということで38万円では足りなくて、もっと拡大していくべきであるというのであれば、必要のない場合には当然、消失というところでどこかで線を引くという作業が必要かと思ひます。

それから、給与所得控除ですが、確かに日本の場合、負担調整のあり方で給与所得控除が大部分であるということは、諸外国に比べても非常に際立っているということではあるのです。一方で、給与所得控除については、要するに事業所得との捕捉率と

の関係でも言われてきた制度でもありますが、大昔はクロヨンと言われたわけです。もちろん実額控除など様々な制度が入ってきていますが、今これに手を加えるというときに、その辺りがどの程度解消されているかという、その辺りの実態をもう一つ踏まえておく必要があるかなと思います。

三つ目は、日本の場合、個人単位ということでこのような課税方式になってきているのですが、合算分割と言いますか二分二乗など、諸外国でも様々な入れられているということ。私自身はその方が良いとは特に思っていないですが、ただし、様々な制度として実態により合わせた、それぞれの家庭の状況などに合わせられるというメリットはないわけではないため、これについても若干の検討が必要かと思えます。

最後に、これは今まで全然出ていないため念のためですが、地方税の21ページのところで固定資産税が8.6兆円もあります。このように資産の土地、家屋については固定資産税があるということを念頭に置いておくべきであると思いました。

○中里会長

ありがとうございます。

山田特別委員、お願いします。

○山田特別委員

44ページのオランダのケースですが、累進税率のところでは社会保険料の税率を点線で上乘せした結果、ほとんど累進がきかないフラットな状態になっていますが、29ページとの関係で本当にこのようなのですか、国民から不満は出ないのですか、イメージ図ですから何かあるのだらうと思いますが、それを教えていただきたい。

意見としては、消費税が導入されて、かつ、税率も徐々に上がってきて、確実に低所得層の税負担は上がってきています。子供を多く、要するに特殊出生率を上げていかないと大変なことになるというこの状況を踏まえ、かつ、今日のこの資料で勉強させていただいて、勤労所得間で平等になるように思い切った課税最低限の引き上げが必要と思いました。

財源としては、負担能力があると考えられる人、すなわち一定以上の所得のある人及び金融資産も含めた一定以上の資産を有する人に負担増をお願いせざるを得ないのではないかと感じました。

○中里会長

お願いします。

○住澤主税局税制第一課長

44ページのオランダの税率構造ですが、確かに第一税率と第二税率の上に28.15%の社会保険料が乗ることで、40%前後の課税が低所得層から起こるという構造になっているわけです。他方、29ページを御覧いただくと、オランダの場合は所得控除がありませんから、基本的には必要経費を引いた所得に対してこのような税率がまずはかかってしまうということになるわけです。

ここからは先ほど申し上げた税率構造と控除のあり方の組み合わせで累進性が決まるということに関連しますから、二回目の時の資料で実効的な負担率がオランダの場合どのようになるのかということも含めて各国比較を示したいと思いますが、実は税額控除の部分で基礎税額控除や様々なことがありますから、フラットな税率構造のもとではあるのですが、一定の累進性が確保された自己負担率カーブになるということが、社会保険料を含めて見てもオランダの構造になっています。

ちなみにオランダの場合、このような構造になってきた背景は、1990年以前のオランダの税制において最高税率が70%以上というものが国税の最高税率になっていて、そのフラット化を進めていく必要があるということで、税率構造の方は大胆な累進緩和を行う一方で、控除の方も相当見直しを行いまして、税額控除に移行して、それによって累進性のバランスをとるという見直しが行われてきているという背景があります。

いずれにしても、社会保険料も含めたところでの自己負担率がどのようになっているかということところは、次回示したいと思います。その点は先ほど林特別委員から、社会保険制度の違いがある中で比較をすることは難しいというコメントもいただいておりますが、まさにそこは負担率というものを考える場合には御指摘のとおり面があります。その辺り、社会保障制度の違いを完全に反映した比較というものは御指摘のとおり難しいわけですが、少なくとも負担のレベルでどのような相互作用が働いているかという辺りは次回のテーマにも関連すると思いますから、併せて御用意させていただきたいと思います。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員

ありがとうございます。

国際比較のときに少し気をつけなければいけないのではないかと思うことは、今の社会保障ももちろんそうですが、社会の成り立ちそのものが非常に違いますから、ホブズ、ルソー、社会契約論で人民が勝ち取った民主主義。国家が人民の生命、財産を守る対価として税を払うという意識をしっかりと持っている社会と、上から与えられた民主主義の社会では大分感覚が違うと思いますし、あるいは英国などもそうですが、階級社会の名残が残っているところと、国内に独立しようという地域を抱えている、そこを政治的にどのように抑えるかということに税制を使っているというような社会など、様々な違いがありますから、単純に制度だけをピックアップして国際比較して、日本の方が高い低いということは、私は余り意味がないような気がします。

ただし、テクニカルな意味で徴税の方法やシステムなどということで参考にするのは大いに結構かと思うのですが、その点で我が国の特性をよく考えた上で、この国の

形をどのようにしていくかということをしかりと議論したいと思いますし、先ほど梅澤特別委員がおっしゃっていましたが、大本の哲学の部分で根本的にどのようにするのか。今ある制度に手を入れていくということは、現実的にはそのようにせざるを得ないとは思いますが、例えばこれまで9回勉強してきたように仕事の仕方が違ったり、生き方が違ったりしてくる中で、事業所得と給与所得を分ける意味がどこまであるかなど、そのようなことを考えると、あるいは税という形で負担をしていくときに私は消費型が良いと実は個人的には思っているのですが、所得型が良いか消費型が良いかや、そのバランスをどのようにするかなど、控除のあり方についても一度グロスで入ったもの、出たものの色の着けない形でそこから考えていくというようなゼロクリアした考え方も必要かもしれませんし、そのような意味ではデータとして非常に貴重なデータが多くありますが、余り数字に引きずられないであり方というものを考えられる場として、この税制調査会でのディスカッションを行いたいと思っています。

同じデータで所得額が同じでも額に汗して獲得している人もいれば、遊んで補助を受けている人もいれば、生活保護で高級外車を乗り回しているという話はよく聞く話です。低所得者や高額所得者というときの定義。低所得から高額所得者を見て不公平であると思うのか、高額所得者から低所得者を見て不公平であると思うのかという矢印の向きもあると思いますし、どの辺りまでを高額所得者というように考えていくのか。その社会全体が豊かな社会になろうとしているのかどうかということにも関わってくると思うのです。今日はなかったですが、イタリアなど国家は貧しいが、人は豊かであると言われていたわけですし、どのような社会を目指そうかということになると、これまでの言葉の定義から含めて概念が違ってきているかもしれないと思っています。そのような根本的なところから考えられる場になったらということをお願いいたします。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、田中特別委員、お願いします。

○田中特別委員

今日は貴重な資料を多くいただきまして、ありがとうございます。今話のあったとおり、税と同じように社会保障費用というものも個人も企業も同じように負担をしているため、なかなか区別をつけて考えられないところがあるのではないかと思います。ぜひそれも含めた上でどのようであるかということの検証も必要かと思っています。

特に先ほどの国民負担率については、林特別委員、宮崎委員からも話があったとおり、各国についてさらに受益と負担のあり方が違うと思うのです。それをもう少し日本はこのように考えているということが浮き彫りになるような指標が出せたら良いと思います。その中で特に社会保障負担率なども企業と個人と分けて、個人に帰属するものと、企業に帰属するものはどのように国を支えているのかというのが分かってく

ると、説明になってくると思います。

41ページの表を見ると、いつもとても参考にはなりますが、何となく自己解釈で変換係数を持って見ているようなところがあるのではないかと思います。42ページの資料も同じように、税だけではなくて社会保障負担についても見えてくると良いと思いましたが。まさに現役世代にとっては、税負担もそうですが、社会保険料の負担も非常に大きいという現実がありますから、ぜひその辺りも考慮しながら議論をしていただけるとありがたいと思います。

○中里会長

それでは、岡村委員、お願いします。

○岡村委員

本日の御説明と優れた資料、本当にありがとうございました。

今日の資料の中で比較的メッセージ性が強いと言いますか、分かりやすいと思ったことは、負担調整のところで先ほどから何人かの委員の方々がおっしゃっているようなところですね。例えば30ページです。この①、②、③、④の中の②というものは夫婦完全片稼ぎの場合の図示です。そのようなことで現在の日本社会から見ると、この図示というものは少し実態とはずれがあるかもしれません。

そのようになってくると、後ろの33ページや34ページの国際比較のところも、恐らくこれは夫婦片稼ぎでアメリカの場合であったら何%かの軽減率があるということだと思いますが、逆にアメリカの場合は夫婦合算の場合と個別申告の場合は税率表自体が違うため、マリッジ・ペナルティといって夫婦が同じように稼いでいれば結婚すると税金が重くなることがあるわけですから、ここのはそのような限度をつけて見た方が良いでしょう。

同じく、もう一つ、住澤課長からも口頭で説明がありましたが、給与所得の中には必要経費部分が含まれているということで、最高裁が昭和60年3月27日に大法廷を開いて判決しています。大体合計所得金額で170万円から180万円ほどの所得をもらっていた給与所得者について必要経費控除が無いことが憲法14条に違反するのではないかとというふうに行われた訴訟です。その中で、これは昭和39年の話であったため、最高裁はそのときの給与所得控除というものは、必要経費の概算控除であると判示をしたわけです。

もちろん、その後、高度経済成長の中でサラリーマン大減税などとして給与所得控除が徐々に増やされてきたということは本日の説明のとおりですから、現在、私たちが手にしている給与所得控除のうちにはその後の増えた部分があって、以前は現在の給与所得控除は半分が必要経費の概算控除であり、半分が給与所得に関する担税力への配慮であるという整理になっていますが、いずれにしても憲法14条で保護されている部分が存在しているということは、議論のスタートにした方が良いでしょう。

最後に三点目、税率の話が出ていましたが、もう一つ考慮すべきことは法人税率を下げたということになるかと思えます。普通法人の税率の約2倍のところに個人最高税率があるということは、これは法人を使った税負担軽減に対してかなり弱くなっているという状況でして、二元的所得税という話が本日出ていますが、勤労性部分については、法人化が可能であれば、税率の設定にはある程度制約があるであろう。しかし、逆に考えれば、金融資産性所得については、法人税率を下げたのだから、もう少し税率を上げるべきかもしれないということが自然な発想になるかもしれません。ただし、ここも逃げ足が速いなどのような議論を行い出すと難しいかもしれませんが。そのように、税率に関してはある種の制約があって、そこをどのような工夫を行うかということもあると思えます。

○中里会長

法人税と所得税の最高税率の差によって課税逃れがという御心配ですね。ありがとうございます。

沼尾委員、お願いします。

○沼尾委員

三点、申し上げたいと思えます。

まず一点は、重なってしまう部分もあるかもしれないですが、今、人口減少、少子化ということが言われている中で税がどこまで子育て支援の問題に関わるかということは一つ重要なのであろうと思えます。これまでもこの話というものは議論されてきた側面もあると思えますが、これから議論を深めていく中で、先ほど人的控除の水準が38万円というものをどのように考えるかという議論がありましたが、その中でも扶養控除の水準というものを別立てで考えるのか、今のような特別扶養控除のような仕組みをどのように捉え直すのかということ、ぜひ手当との見合いで考えていくことが大事なのではないかと思います。

今回の国際比較を見ましても、それぞれの国によって様々な考え方で控除や手当が入っていますが、水準を見ると日本はまだまだ低い部分があって、限られた財源の中でその負担と給付のバランスということと、その所得面から見た子育て支援をどのように社会で担っていくのかということは、ぜひ議論する必要があると思えました。それが一点目です。

二点目としては、先ほどから資産性所得の話が出ていまして、日本の場合にはこれが今、税率が国、地方合わせて20%という水準になっているのですが、それがここに掲載されている諸外国と比べると少し低目です。この20%という水準をどのように考えるかということも議論としてあって良いのではないかと思います。

これはなかなか単純に所得再分配の議論と結び付きにくいところもあるかもしれないと思えます。要するに経済成長や資本蓄積みたいなのところとも絡む領域であると思うのですが、他方で相対的に高所得の方がこのような資産の所得や金融関係の所得

を得ているというところもあるのではないかということも予測されますから、例えば所得階層別に見た所得の源泉の内訳のような議論もあったと思いますが、その辺りのところも見ながらこの税率をどのように考えていけば良いのかということ、国際比較もさらに進めながら議論していただきたいと思いました。

三点目として、先ほどから税率の簡素化と言いますか、簡素な税が大事であるということがあって、それは私も本当にそのとおりであると思うのですが、もう一方で実は地方税の議論をする場合には、それぞれの自治体ごとの自主的な課税権の問題が出てくるであろう。先ほど林特別委員がおっしゃられたとおり、例えば個人住民税の現年課税化というものは、シンプルにして分かりやすくするというのを考える上でも非常に大事であると思いますし、かつ、今これだけ雇用が不安定化して毎年の所得が流動化と言いますか、水準が違ってくるとすると現年課税というものは非常に重要な課題であると思うのです。とはいえ、他方で現年課税化した場合には、なかなか今度は自治体の側が自主的な課税権を発揮しにくいと言いますか、独自に何か課税を行ったりということが制度上行いにくくなるであろうという面もあると思います、その辺りのところ様々議論はあると思いますが、考えていく必要があると思いつつお話を伺っていました。

○中里会長

ありがとうございます。

では大田委員、お願いします。

○大田委員

経費の概算のような控除はなるべく実態に合わせて小さくし、担税力に配慮する控除はどこに配慮すべきかをしっかり考えて、厳選して設置するということが基本的考え方であると思います。次回は控除の話ということですから、参考になる情報を教えていただきたいということが二つあります。

一つは先ほど翁委員が言われた基礎控除とは何であるかということです。金子宏教授による憲法での生存権という考え方が日本ではありますが、基礎控除がない国もありますし、38万円というものはそれとはかけ離れていますから、これを諸外国含めてどのような考え方がなされているのか、整理して教えていただければと思います。

二点目に、社会保障の負担と給付を課税上、どのように扱うかはこれからますます重要になってきます。林特別委員が言われたように社会保障制度は国によって違うのですが、せめて日本と同じような社会保険の制度をとっている国で、保険料に対する課税上の扱い、給付に対する課税上の扱いを教えていただければと思います。

○中里会長

これはよろしくお願いします。

では、佐藤委員。

○佐藤委員

第一点は先ほど林特別委員も含めて何人かから出ていますが、個人住民税なのですが、一応個人住民税と所得税の役割分担はあるわけで、ここで我々が今、強調している再分配機能の回復強化というものは基本的には所得税の話であって、個人住民税は広く地域社会の会費ということで応益性というものは大事であると思います。

ただし、先ほどから出ている簡索性という観点から見れば、本来であれば現年課税も含めてですが、課税所得というものは本来は所得税と住民税の間で統一されてもしかるべきで、それでは再分配をどのようにするのかというときには先ほどから出ている税額控除あるいはそれに似たものを国が拡充すれば、地方はあくまでも先ほどの田近委員の話でいけば多分アメリカの調整総所得であると思うのですが、広い課税所得に対してフラットな税をかけるという形で役割分担をする道はあるかなと。

簡索性という観点から見れば、所得の定義が住民税、所得税、実は社会保険料で違うということはよく分からないということであると思います。

二点目ですが、金融所得についてですが、これは難しい問題で、一方では先ほどから指摘がありましたように富裕層がいるわけで、彼らがかなり資本所得や金融所得からお金を得ているということ、法人税を下げているということもあれば、本来20%の税率を上げて良いのではないかということも一つあると思います。ただし、その前提条件は損益通算でありまして、利子所得との損益通算をしっかりと行わないと、ポートフォリオ上おかしなことが起きることは間違いないと思います。

他方では若い人たち、今、働いている人たちの貯蓄は奨励していかないとこの国は大変ですし、彼らの老後にも関わってくるため、そこについては何らかの手当、実は少額貯蓄に対しては利子を非課税にすることや、拠出を非課税にすることは難しいため、そこは利子所得のところを非課税にするなど、措置は非課税貯蓄を設けるなど、そのような工夫は要るかなと思いました。

最後一点だけ、細かいのですが、先ほどから出ている消失控除ですが、消失控除を考えたときに誤解のないように考えないといけないことは、あれは元々恐らくですが、アメリカなどもそのようなのですが、決して富裕層の控除を減らすという意味だけではなくて、いわゆる壁を作らない工夫なのです。つまりいきなり給付がなくなる、いきなり控除がなくなるということをなくして、日本で言えば配偶者特別控除のようなもので、段階的に控除を減らしていくというのが、それによって実行限界税率と私は呼びますが、それを上昇することを抑えるというのが役割ですから、そこの見合いで消失控除があるということは念頭に置いておいた方が良いでしょう。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、土居委員、お願いします。

○土居委員

まだどなたも御指摘になっていない点として、財務省の資料の11ページですが、い

わゆる非課税所得です。結局、高齢化が進んで夫は亡くなったが、まだ夫の年金の4分の3相当を得て生活される妻や高齢者が遺族年金をもらっている。しかし、遺族年金は全く課税されない。さらに問題は、課税されないだけでなく、課税されないために結局、合計所得金額やそのような所得計算上、考慮されないために社会保険料の負担も免れられるという形になっているということは、今の時点では改めるべきであると思います。もちろん若い世代の遺族年金はしっかりとした配慮が必要であると思いますが、夫婦で年金をもらっていたときは課税されているのに、片方が亡くなったということをもって全く課税されないというようなことで私は良いとは思いません。そのような意味では高齢者の遺族年金に対して、もちろん丁寧に説明をしないと若年の遺族年金までも課税するののかという話になっては、そのようなことを言いたい訳ではありませんから、そこはケアフルにする必要がありますが、少なくとも年金に関してはそのような配慮は必要であると思います。

最後に一点だけですが、議論の仕方という話で梅澤特別委員が簡素ということが重要であるということは全くそのとおりであると思いますが、簡素でなくすることに必ず圧力がかかることは税負担にまつわる損得勘定です。このように控除を見直すという話になったときに、結局増税になるのか減税になるのかどちらなのかという話で、個々に損得勘定がどうしても出てしまいます。そうすると、損得勘定に配慮するという話になると、必ず税負担軽減や、何かと制度を複雑にするような話が付きまとうため、いかに国民の損得勘定とこの議論をうまく調和させるような議論を行いながら、より簡素な税制を目指していくかということが必要であると思います。

もう一つは、財務省の資料の2ページにもありますように、今回は骨太の方針でも示された税収中立の考え方を基本にすることが大前提ですから、例えば今日の議論を何か報道されるときに、新たな増税策を政府税制調査会は考えているのかなどという話ではなくて、あくまでも税収中立の考え方を基本にするという線を維持しながら議論を行っているということであると。だからこそ先ほどの損得勘定ではないのですが、皆が増税になるということを議論したいわけではないということであると思います。

○中里会長

ありがとうございます。

これで一通りよろしいでしょうか。まだ発言していらっしゃる方もいますが、よろしいですか。まだこれから何回もありますから。ありがとうございました。

本日は我が国の所得税のこれまでの歩み、歴史を振り返り、また、主要諸外国の所得税の構造と比較することで、日本の所得税の構造を把握して今後の検討課題の洗い出しということで議論を行ってきました。

その中で第一に主要諸外国の所得税を見ると、我が国で用いられている人的控除、所得控除のほか、合算分割課税やゼロ税率、税額控除もあるわけで、そのようなものも含めて多様な制度が存在しているわけですから、所得再分配機能の回復の観点から、

これらも参考にしながら幅広い議論を行っていくことは必要かもしれません。

第二に、働き方の多様化に合わせた家族のセーフティネット機能の再構築の観点から、各種所得の金額の計算のところでは、所得の種類ごとに異なった配慮を行うのが良いのかという問題と、全ての各種の所得を合計した後の人的控除による、いわゆる所得控除による配慮を中心にしていくのか、少し分かりにくいかもしれませんが、この二つの段階どちらが良いのかということを検討していく必要があるのではないかと思います。そのような意見をいただいたものと思います。

次回については、本日の議論においても委員の皆様から御意見の多かった所得再分配機能の回復という視点を念頭に置きつつ、所得税の税率構造や控除のあり方などについて議論を行いたいと考えています。詳細はまた事務局から御連絡します。

本日はどうもありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。